

確定申告書等の税務関係書類への 押印義務の廃止について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 山本 教貴

(ホームページ http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/)



税金を納付する際の申告書に押印する 必要がなくなったと聞きました。具体的に 教えてください。



国税に関する法令に基づき税務署長等 に提出される申告書等(以下、「税務関係 書類 | という) については、これまで提出

者等の押印をしなければならないこととされていました が、令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以 降、次の①②を除いて、押印を要しないこととされてい ます。

- ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、 実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち 財産の分割の協議に関する書類

これは、コロナ禍の下、政府全体の行政手続の簡素 化の一つとしての、押印義務の見直しの方針を踏まえ、 税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及 び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を 廃止したものです。(地方公共団体の長に提出する地方 税関係書類についても同様。)

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	1) 全般 (例:確定申告書、給与 所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	2) 担保提供関係書類 (例:不動 産抵当権設定登記承諾書、第三 者による納税保証書)	要
	3) 遺産分割協議書 (例:相続税・ 贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印義務は存置。

また、代理の方が納税証明書の交付請求等をされる 際に提出する本人(委任者)からの委任状等についても、 押印が不要となりました。ただし、実印の押印及び印鑑 登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認してい る特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続については、 引き続き、委任状への押印等が必要となりますので、注 意が必要です。

国税庁のHPに用意されている申告書等の様式は押印 欄の無い様式に順次更新されていく予定のようです。更 新前の押印欄のある様式について、様式自体はそのまま 使用できますが、押印欄への押印は不要です。また、押 印が不要である税務書類について、任意で押印していた だいても差し支えありませんが、押印の有無によって効 力に影響が生じることはありません。

振替依頼書やダイレクト納付利用届出書については、 金融機関からの求めに応じ、引き続き金融機関届出印 (銀行印)の押印が必要な場合があります。(e-Taxを利 用する場合は押印が不要。)

コロナ禍において「人との接触を避ける」ことが求めら れた時から、契約書をはじめとする「紙の書類」をどうす るかが問題となっています。税務に関しても同様の問題 が生じており、電子化を進めることが従来以上に求めら れるようになりました。

令和3年の税制改正においては、上記のような押印の 簡素化だけでなく種々の改正がなされています。税制改 正に関する疑問等がありましたらお近くの税理士にご相 談ください。